

2021年度ろうあ運動決議

1. 新しい時代に対応できる組織や運動を構築し、誰もが活躍できる社会を実現する

- (1) 新しい時代に対応できる運動の形を検討し、加盟団体をはじめ全国の仲間と力を合わせて、新型コロナウイルス感染症による社会の不安や混乱に負けない強靱な組織体制を構築する。
- (2) 国内におけるSDGs(持続可能な開発目標)達成に向けて、あらゆる分野で障害者が誰一人取り残されることのないよう、JDFをはじめ障害者関係団体と連携して取り組む。
- (3) デジタル時代に向けて、ろう児・者の誰もが情報バリアフリーの元ICTを活用できる環境整備を求め、教育・就労等、あらゆる場面で社会参加を促進する。

2. ろう者を含むすべての障害者の基本的人権を守る取り組みを求める

- (1) 福祉・就労・教育・文化等、社会のあらゆる場面で障害者への合理的配慮の提供が推進されるよう、障害者差別解消法の理念に沿った制度を充実させ、障害当事者が主体となり、ろう者をはじめとするすべての障害者が安心して暮らせる社会資源の整備や法改正を求める。
- (2) 旧優生保護法のもとで行なわれた強制不妊や中絶手術の被害を受けた当事者やその家族への一時金支給支援を含む救済を行うとともに、未だ根強く残る障害者への差別・優生思想を払拭するよう取り組む。
- (3) ろう者が自らの参政権を完全に行使できるよう、政見放送や議会等、政治参加に係るすべての場面において、手話言語をはじめとする視覚的な情報保障の整備の義務づけを求める。

3. ろう者のいのちである手話言語を守り、「日本手話言語法」「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法」の制定を実現させ、真の共生社会の実現を求める

- (1) 「日本手話言語法」の制定を実現させ、手話言語は音声言語と対等な言語であるという認識を深め、ろう者を取り巻く社会的障壁の除去をめざす。
- (2) 国・地方公共団体、民間企業及び司法・医療・労働・教育等あらゆる分野での情報アクセシビリティを保障した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法」の制定を求める。
- (3) ろう者のいのちである手話言語に関わる5つの権利の保障を求め、行政だけでなく民間企業やすべての国民に対して、手話言語を使用することの保障を求め、言語の壁を越えた共生社会の実現に向けて邁進する。

4. ろう児とその保護者が手話言語による教育を受ける機会を確保し、すべてのろう児が自身のアイデンティティを確立できるよう求める

- (1) ろう児やその保護者が乳幼児段階から手話言語を獲得・習得できる環境をつくるため、医療・教育分野等ろう児に関わるすべての関係機関に対し、ろう児の求めるあらゆる療育・教育ニーズに応えられる適切な情報提供を行うことを求める。
- (2) ろう児が自己のアイデンティティを確立できるよう、手話言語による教育を確保し、そ

の基幹となるろう学校の環境改善及びその存続を求める。

- (3) 人工内耳装用の有無にかかわらず、すべてのろう乳幼児とその保護者が適切な情報提供を受け、手話言語に触れ、その獲得・習得の機会を確保する支援施策を進める。

5. ろう者の完全な社会参加をめざすべく、様々な分野の情報保障体制の強化を求める

- (1) コミュニケーション手段の理解を広めるため「手話マーク」「筆談マーク」の普及を図り、社会に対して情報保障に対する意識をさらに高めるとともに、ろう者が視覚的手段によって情報を取得でき、全ての芸術・映像作品を享受できるよう環境整備を求める。
- (2) 意思疎通支援事業について手話通訳者等の人の配置・対面通訳を基本に拡充を求めるとともに、コロナ禍や災害時等のやむを得ない緊急事態に、従来の枠組みを補完・補強する遠隔手話通訳の体制構築を、国及び都道府県の責任において整備することを求める。
- (3) 電話リレーサービスがすべての人に使いやすいものとなるよう、その認知の向上を図り公共通信事業として全国均一で音声電話と同等のサービスが提供されるよう求める。

6. ろう者の社会参加を促進させるため、社会資源の整備と就労支援の充実を求める

- (1) 聴覚障害者情報提供施設の更なる機能拡充、ろう高齢者、ろう重複障害者関係施設の充実等、社会資源の整備を求める。
- (2) ろう者が安心して働けるよう、行政や民間企業等すべての職場に対し、合理的配慮提供に対する理解を求め、雇用機会の確保やろう者の特性を踏まえた就労環境を充実させる。
- (3) 災害、また昨今の施設利用や外出自粛の要請により、報酬等収入の大幅減少や中長期的な経営悪化に直面する、ろう者等が利用また入所・通所する事業所への事業継続のための財政支援を、国及び自治体に求める。

7. 緊急事態時にろう者に係る情報アクセス・コミュニケーション保障を充実・発展させるとともに、ろう者の命を守り安心して生活ができる社会整備を求める

- (1) 今後頻発も想定される災害に備え、平常時から防災情報の提供、コミュニケーション環境・情報保障の確保、地域との連携を含む相談支援体制の充実を図り、ろう者自身も被災者支援に取り組める環境作りを行う。
- (2) ろう者が全国どこにいても簡便且つ多様な手段で「緊急通報」を行うことができる仕組みづくりを求め、自らとその周辺の命を自らで守ることができる社会づくりを進める。
- (3) 発災の情報取得、避難所での情報保障の充実のために、アイドラゴン4を避難所・福祉施設へ設置する等、ろう者等が災害に関する正確な情報を把握し、自らが的確な行動ができるよう環境整備を求める。

8. 創立 70 周年記念映画『咲む（えむ）』の上映運動を成功させ、加盟団体とともに組織の活性化を図る

- (1) 『咲む』の上映運動を全国的に展開し、観客動員 50 万人の目標を達成することで、映画を通してろう者の社会参画と「手話言語」が魅力的で素晴らしい言語であることを広く

知らしめ、誰もが心豊かにともに暮らせる共生社会の実現を目指す。

- (2) 連盟会員の拡大、「日本聴力障害新聞」「季刊みみ」の読者増、出版物の普及、全国手話研修センター後援会の加入を促進し、連盟と加盟団体が財政基盤の確立、組織強化に向けて運動を展開する。
- (3) 連盟・ブロック・加盟団体が一体となりろう運動の大切さを訴え、若者をはじめとするろう者の繋がりを深め、会員一人ひとりのニーズに応える取り組みを行い、連盟会員の拡大を図る。

9. 2025年夏季デフリンピックの日本招致実現に向け、デフスポーツをさらに発展させる

- (1) デフスポーツ団体や加盟団体が協働し連携を深め、デフリンピックやデフスポーツの啓発を行い、ハイレベルなアスリートの育成や若手選手を発掘し、デフリンピック出場がろう児・者アスリートの夢となるよう認知度を高める。
- (2) 世界におけるデフスポーツ界において、アジアの中心国として日本の発言力を高め、国際的なデフスポーツ発展に向けてリーダーシップを発揮し、2025年夏季デフリンピック日本招致実現に繋げる。
- (3) 国際スポーツ大会開催における会場整備やボランティアによる運営参加、そしてろう者が存分に観戦を楽しめるよう、競技や関連イベントの情報保障を徹底するよう求める。

10. 世界のろう者と繋がり、国際協調を深めながら世界平和をめざす

- (1) 国連が定めた「手話言語の国際デー」について理解を広めるとともに、国連の障害者権利条約とSDGs（持続可能な開発目標）を指標に、国連や世界ろう連盟と協同して国内外におけるろう者を取り巻く環境の改善を支援する。
- (2) アジアろう児・者友好プロジェクトへの募金活動を積極的に進め、アジア圏のろう教育の向上やろう者の社会資源の整備、国際手話通訳者の養成等、アジア各国のろう団体の育成と支援を図る。
- (3) 地球温暖化を防止し、大切な地球の資源を守るとともに、核兵器の廃絶・地雷等の非人道的兵器の完全撤去等をめざし、戦争のない、世界平和を守る運動に協力する。

ス ロ ー ガ ン

1. 新しい時代に対応できる組織やろうあ運動を構築し、ろう者が活躍できる社会を実現する
2. ろう者を含むすべての障害者の基本的人権を守る取り組みを求める
3. ろう者のいのちである手話言語を守り、「日本手話言語法」「障害者 情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法」の制定を実現させ、真の共生社会の実現を求める
4. ろう児とその保護者が手話言語による教育を受ける機会を確保し、すべてのろう児が自身のアイデンティティを確立できるよう求める
5. ろう者の完全な社会参加をめざすべく、様々な分野の情報保障体制の強化を求める
6. ろう者の社会参加を促進させるため、社会資源の整備と就労支援の充実を求める
7. 緊急事態時にろう者に係る情報アクセス・コミュニケーション保障を充実・発展させるとともに、ろう者の命を守り安心して生活ができる社会整備を求める
8. 創立 70 周年記念映画『咲む（えむ）』の上映運動を成功させ、加盟団体とともに組織の活性化を図る
9. 2025 年夏季デフリンピックの日本招致実現に向け、デフスポーツをさらに発展させる
10. 世界のろう者と繋がり、国際協調を深めながら世界平和をめざす